

参考

定住自立圏形成に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と東松島市（以下「乙」という。）は、石巻圏域における定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け 総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定による中心市宣言をいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能や生活機能の確保及びその充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を実施するために必要な手続、費用の負担及び人員の確保に係る負担は、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。
（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その議決書の写しを添付した書面により、本協定の廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 この協定は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に關し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年10月1日

甲 石巻市長

石巻市長印

乙 東松島市長

東松島市長印

定住自立圏形成に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と女川町（以下「乙」という。）は、石巻圏域における定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年1月26日付け 総行庁第39号総務事務次官通知）第4の規定による中心市宣言をいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能や生活機能の確保及びその充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補充し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を実施するために必要な手続、費用の負担及び人員の確保に係る負担は、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その議決書の写しを添付した書面により、本協定の廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 この協定は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年10月1日

甲 石巻市長

石巻市長印

乙 女川町長

女川町長印